

資料4 ロケット打上げ計画(法第六条第三号に基づく審査)の骨子

文科省資料「ロケットによる人工衛星等の打上げに係る安全対策の評価基準」(科学技術・学術審議会 研究計画・評価分科会 宇宙開発利用部会)を基に作成。赤字部分は国内外の基準等を踏まえて内閣府で追記したもの。

基準とすべき事項	審査事項
警戒区域の設定と第三者の侵入防止体制の構築	ロケットの打上げに係る作業期間中の各段階に応じて、適切な警戒区域の設定、及び適切なセキュリティ対策
推進薬等の取扱いに係る安全対策	推進薬等(火薬類、高圧ガス及び危険物等)の取扱いについて、法令等を踏まえた対策等
航空機や船舶等への事前通報の実施	打上げ作業期間中の航空機及び船舶の航行の安全を確保するための関係機関への連絡手段の設定等
警戒区域解除前の第三者損害発生の防止措置	打上げ作業期間中において、必要な場合における作業停止等の安全上の措置
防災設備等の設置	防災設備、防災計画等
自然災害発生時・警報発令時の対策(作業中断等)	荒天、襲雷、地震等について警報が発令された場合の適切な対策
外部の電波放射やハッキング等による着火の防止措置	破壊・妨害行為のおそれがある場合の適切な対策
警戒区域の設定と第三者の侵入防止体制の構築	適切な警戒区域の設定及びセキュリティ対策等
ロケット落下物(海上浮遊物)に対する回収や通知等の措置	落下予想区域の設定、関係機関への連絡手段の設定、船舶に影響を及ぼし得る海上浮遊物の回収計画

資料4 ロケット打上げ計画(法第六条第三号に基づく審査)の骨子

基準とすべき事項	審査事項
落下物の落下予測区域等を考慮した飛行経路の設定	ロケットから分離投下される物体の落下予想区域が陸地、周辺海域、他国の領土・領海を考慮した飛行経路の設定
適切な打上げ日時の設定	軌道上のISS 及びISS への有人宇宙船(以下合わせて「有人宇宙船」という。)に対してロケットの軌道投入段等が影響を与えない打上げ日時の設定
気象情報の把握及び気象状況を踏まえた飛行経路の成立性の確認	打ち上げの直前において、気象条件による飛行経路及び落下予想区域への影響を確認する工程
適切な落下限界線の設定	ロケットの飛行を中断した場合に危害を及ぼしてはならない限度を示す線(落下限界線)の設定
飛行中断機能(指令破壊、推力停止、シーケンス移行の停止等)	安全確保上支障が生じる場合における飛行中断計画
飛行安全管制	飛行中の状態監視手段等
投入計画軌道	人工衛星の軌道情報
保護軌道域から可能な限り早期に排除する措置	保護軌道域(例えば地球表面から2,000kmの高度までの低軌道領域)で運用を終了したロケットの軌道投入段について軌道寿命が短い軌道に移動させるか、地上の被害を防ぐ方法で再突入して処分する等の措置
軌道上デブリの発生の抑制	ロケットの軌道投入段について、指令破壊用火工品の誤作動防止措置等
打上げ計画を実現する運用体制の構築 (ロケット打上げ計画を実行する十分な能力を有すること)	専ら安全確保に責任を有する組織の整備、安全教育訓練、緊急時の体制の確立等の運用体制の構築